

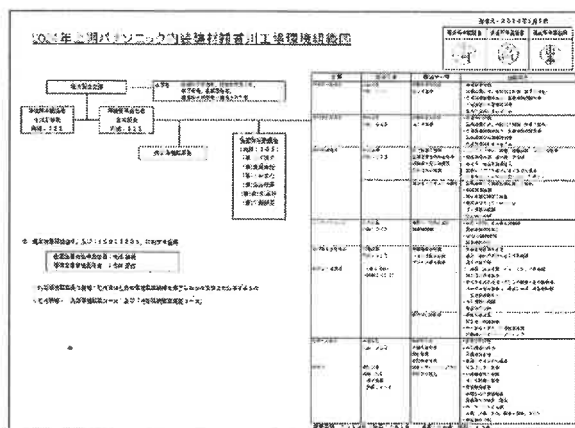
産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月20日	
香川県知事 殿	
	提出者 住 所 香川県綾歌郡綾川町滝宮2841-1 氏 名 パナソニック内装建材株式会社 香川工場長 十河 義幸 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 087-876-3311
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	パナソニック内装建材株式会社 香川工場
事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮2841-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	売上高：95億 ※令和5年度実績
③従業員数	社員：約160名（全従業員：約260名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工程で発生する木屑、廃プラスチックの分別。 木くずは主に燃料として処理及び売却、一部はリサイクル化。 廃プラスチックは中間処理業者にて固形燃料化の実施等。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境保全統括者⇒環境保全管理者⇒各部門

- ・各部門の役割
 - 産業廃棄物の発生量削減
(品質ロス削減・材料歩留り改善)
 - 産業廃棄物の分別
- ・廃棄物管理責任者
マニフェスト管理、適正処理確認、
産業廃棄物のリサイクル化推進



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック	汚泥
排 出 量	3810 t	80 t	101 t

- (これまでに実施した取組)
1. 工程不良ロス削減による木くず廃棄物発生量の削減
 2. 加工設備の改善により、端材の有効活用による廃棄物発生量の削減
 3. 購入材料サイズ見直しによる木くずの発生量削減
 4. 芯材接合による端材削減
 5. 敷板、仕損品利用によるパレット作製

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック	汚泥
排 出 量	4000 t	90 t	100 t

- (今後実施する予定の取組)
1. 工程不良ロス削減による木くず廃棄物発生量の削減
 2. リサイクル化の推進による廃棄量削減
 3. 工法変更による材料ロス削減
 4. 敷板、仕損品利用によるパレット作製

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
木くず・・・バイオマス燃料化、PB原料化
廃プラスチック・・・固形燃料化

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
廃プラスチックの有価物引取り強化
木くずの有効利用に向けた活動推進

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産 業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック	汚泥
	全処理委託量	4 0 0 0 t	9 0 t	1 0 0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1 2 0 t	t	t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	3 6 0 0 t	8 0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 廃棄物の有効利用によるリサイクル化推進 2. バイオマス燃料化や固形燃料化の推進 3. 木粉の固形化推進			
	※事務処理欄			

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。